

# ○指導・助言文書の構成（イメージ）

委員限り

資料A 別紙3

【原案】

政 適 委 第 号  
平 成 2 8 年 月 日

〇〇 〇 様

文書のタイトルをどうするか。

政治資金適正化委員会

委員長 〇〇 〇〇

指導の趣旨をどのように示すのが適当か。

指導の内容をどのように示すのが適当か。

## 政治資金監査報告書の記載について（通知）

政治資金監査に係る取組につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。  
さて、平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査で貴殿の作成した政治資金監査報告書について、当初の収支報告書提出時に下記のとおりであったとの報告を受けております。

今後の政治資金監査報告書作成にあたりましては、政治資金監査マニュアル「VII. 政治資金監査報告書」の記述をご参考の上、また、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用の上、記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の30第1項第5号に基づく指導・助言として発出するものであることを申し添えます。

根拠条文を示す必要があるか。

記

該当した確認項目をどのように示すのが適当か。

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年に係る適切な年でない（定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体でなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない）。
- ・国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・登録政治資金監査人の署名が、自署ではない、又は自己の印が押されていない。
- ・登録番号に記入漏れがある。
- ・研修修了年月日に記入漏れがある。
- ・政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4〔第29号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。
- ・「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがある。

【修正案】

※ 確認項目①～⑨に該当した場合

政 適 委 第 号  
平成 28 年 月 日

〇〇 〇 様

文書のタイトルをどうするか。

政治資金適正化委員会

委員長 〇〇 〇〇

指導の趣旨をどのように示すのが適当か。

政治資金監査マニュアルに基づき作成することが求められている旨明記することが適当か。

政治資金監査報告書の記載について（通知）

政治資金監査に係る取組につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。さて、平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査で貴殿の作成した政治資金監査報告書について、下記のとおりであったとの報告を受けております。

政治資金監査報告書につきましては、政治資金監査マニュアルに基づき作成することが法令上求められておりますので、今後の政治資金監査報告書作成にあたりましては、政治資金監査マニュアル「VII. 政治資金監査報告書」の記述をご参照の上、また、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用の上、記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の30第1項第5号に基づく指導・助言の一環として発出しているものであることを申し添えます。

根拠条文を示す必要があるか。

記

該当した確認項目をどのように示すのが適当か。

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年に係る適切な年でない（定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体でなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない。）。
- ・国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・登録政治資金監査人の署名が、自署ではない、又は自己の印が押されていない。
- ・登録番号に記入漏れがある。
- ・研修修了年月日に記入漏れがある。
- ・政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4〔第29号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。
- ・「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。

【修正案】

※ 確認項目⑩に該当した場合

政 適 委 第 号  
平成 28 年 月 日

〇〇 〇 様

文書のタイトルをどうするか。

政治資金適正化委員会

委員長 〇〇 〇〇

指導の趣旨をどのように示すのが適切か。

政治資金監査マニュアルに基づき検算して確認すること等が求められている旨明記することが適切か。

政治資金監査における収支報告書の提出後に生じた事情に対する  
適切な対応について（通知）

政治資金監査に係る取組につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。  
さて、平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査について、当初の収支報告書提出時に収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）上で金額の不整合が見られたとの報告を受けております。

政治資金監査マニュアルでは、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求められておりますので、今後は政治資金監査マニュアルをご参照の上、政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解としてお示ししておりますので、収支報告書の訂正の際には登録政治資金監査人へ連絡することを、あらかじめ会計責任者に伝えていただきますようよろしくお願いいたします。

政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストにつきましても、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の30第1項第5号に基づく指導・助言の一環として発出しているものであることを申し添えます。

根拠条文を示す必要があるか。

記

該当した確認項目をどのように示すのが適切か。

・収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合がある。

【修正案】

※ 確認項目①～⑨に該当し、かつ、⑩も該当した場合 政 適 委 第 号  
平成 28 年 月 日  
〇〇 〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 〇〇 〇〇

文書のタイトルをどうするか。

指導の趣旨をどのように示すのが適当か。

政治資金監査報告書は政治資金監査マニュアルに基づき作成することが求められている旨、収支報告書は政治資金監査マニュアルに基づき検算して確認すること等が求められている旨明記することが適当か。

政治資金監査報告書の記載等について（通知）

政治資金監査に係る取組につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。さて、平成26年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査で貴殿の作成した政治資金監査報告書及び当初の収支報告書提出時における収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、それぞれ下記のとおりであったとの報告を受けております。

政治資金監査報告書につきましては、政治資金監査マニュアルに基づき作成することが法令上求められておりますので、今後の政治資金監査報告書作成にあたりましては、政治資金監査マニュアル「VII. 政治資金監査報告書」の記述をご参照の上、また、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用の上、記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようお願いいたします。

また、政治資金監査マニュアルでは、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求められておりますので、今後は政治資金監査マニュアルをご参照の上、政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようお願いいたします。

収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解としてお示ししておりますので、収支報告書の訂正の際には登録政治資金監査人へ連絡することを、あらかじめ会計責任者に伝えていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の30第1項第5号に基づく指導・助言の一環として発出しているものであることを申し添えます。

根拠条文を示す必要があるか。

記

該当した確認項目をどのように示すのが適当か。

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年に係る適切な年でない（定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体でなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない。）。
- ・国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・登録政治資金監査人の署名が、自署ではない、又は自己の印が押されていない。
- ・登録番号に記入漏れがある。
- ・研修修了年月日に記入漏れがある。
- ・政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4〔第29号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。
- ・「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある。